

教員免許更新制度の概要について

旧免許状所持者 (H21.3.31以前に免許状の授与を受けた方)			新免許状所持者 (H21.4.1以降に初めて免許状の授与を受けた方)
更新義務者	講習を受講できる者	講習を受講できない者	※旧免許状所持者の方がH21.4.1以降に免許を取得した場合、その免許状は新免許状ではなく、 旧免許状 となります。 1人の方が旧免許状と新免許状の両方を持つことはありませんのでご注意ください。
・現職の教員等 ・教育委員会勤務者等 など	・教員であった者 ・教員採用見込者 など	・教員経験がない者 など	
・有効期間ではなく、免許所持者に「更新講習修了確認期限」が設定されます。(別リンクから期限を確認してください。) ・以下の流れに沿って手続きを行ってください。			・免許状に10年間の有効期間が付され、「有効期間の満了の日」として記載されています。 ・以下の流れに沿って手続きを行ってください。
大学等で開講されている更新講習に申し込みます。 ※全国どこの大学等でも受講することができます。また、自身の出身校で受講しなくても差し支えありません。			
↓		↓	
修了確認期限 の2年2か月前からの2年間で、更新講習を30時間以上受講します。		有効期間満了日 の2年2か月前からの2年間で、更新講習を30時間以上受講します。	
↓		↓	
大学等から履修証明書が送付されたら、栃木県教育委員会に 更新講習修了確認申請 を行います。		大学等から履修証明書が送付されたら、栃木県教育委員会に 有効期間の更新申請 を行います。	
↓		↓	
栃木県教育委員会から 更新講習修了確認証明書 が発行され、手続き完了となります。		栃木県教育委員会から 有効期間更新証明書 が発行され、手続き完了となります。	
注意！！ 更新講習修了確認又は有効期間の更新の申請期限までに講習を受講しなかった、あるいは講習を受講したが栃木県教育委員会への申請を行わないと・・・			
免許状は失効します	免許状は失効しませんが、 教員にはなれません(休眠状態)		免許状は失効します
※免許状が失効した後に再度教員になる場合、上記の更新手続きを行った上で、再度免許状の授与申請を行う必要があります。 その際、 単位を取り直す必要はありません。	※休眠状態になった場合でも、上記の更新手続きを行えば、再び教育職員になることができます。		※免許状が失効した後に再度教員になる場合、上記講習を受講した上で、再度免許状の授与申請を行う必要があります。 その際、 単位を取り直す必要はありません。

※修了確認等又は有効期間の更新等の申請の期限は、修了確認期限又は有効期間の満了の日の**2か月前**です。

例① 令和4年3月31日が有効期間の満了の日となっている場合 ⇒ 令和4年1月31日までに申請が必要

例② 令和6年8月31日が有効期間の満了の日となっている場合 ⇒ 令和8年6月30日までに申請が必要

○その他の手続

修了確認期限延期申請又は有効期間の延長申請 <ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障等による休職中 ・病気休職、産休・育休中 ・海外派遣中 等 	該当する方は、 延期又は延長の申請 を行うことにより、修了確認期限の延期又は有効期間の延長ができます。
--	--

更新講習受講免除申請 <ul style="list-style-type: none"> ・校長(園長)、教頭(副校長、副園長) ・教育長、指導主事、社会教育主事 ・優秀教員表彰者 等 	該当する者は、 受講免除申請 により講習受講の免除が受けられます。
---	--